

「民間投資活性化等のための税制改正大綱」解説 法人税～研究開発税制の延長と一部改組①

1. 改正の概要

- 「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度(※1)」の適用期限が3年間延長されます。
(※1) 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合(増加型)、又は、当該試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合(高水準型)に、試験研究費の総額に係る税額控除制度等とは別枠で一定金額を税額控除できる制度
- 増加型の制度については、試験研究費の額が比較試験研究費の額の105%超増加していない場合は適用できません。また、増加割合に応じて、増加試験研究費の額に乗じる割合が5%から増加割合(最大30%)に変更されます。

【趣旨】

試験研究費を増加する企業への税額控除額を増加させ、研究開発投資の一層の加速を促すために、研究開発税制を改正する。

【増加型】 改正案: 判定基準の厳格化

税額控除額
= 増加試験研究費の額 × 5%

改正案
5%~30%



【高水準型】

税額控除額
= 試験研究費の額のうち平均売上の10%超の部分 × 控除割合

<控除上限額>
法人税額 × 10%

+

+

【総額型】

税額控除額 = 試験研究費の総額 × 8%~10% (中小企業者の場合には12%、特別試験研究費については12%)
控除上限額を超過した場合には、超過部分について翌年度まで繰越可能

改正なし

<控除上限額>
法人税額 × 20%
(H27.3.31までの間に開始する事業年度まで30%)

内容	改正前	改正案
【増加型】【高水準型】適用期限の延長	平成26年3月31日までの間に開始する事業年度	平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
【増加型】判定基準の一部改正	試験研究費の額が比較試験研究費の額(※2)を超えること	増加試験研究費の額(※3)が比較試験研究費の額(※2) × 5%を超えること
【増加型】控除率の拡充	5%	5%~30% (増加割合(※4)が30%未満の場合には、増加割合)

(※2) 適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入された試験研究費の額を平均した額

(※3) 試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額

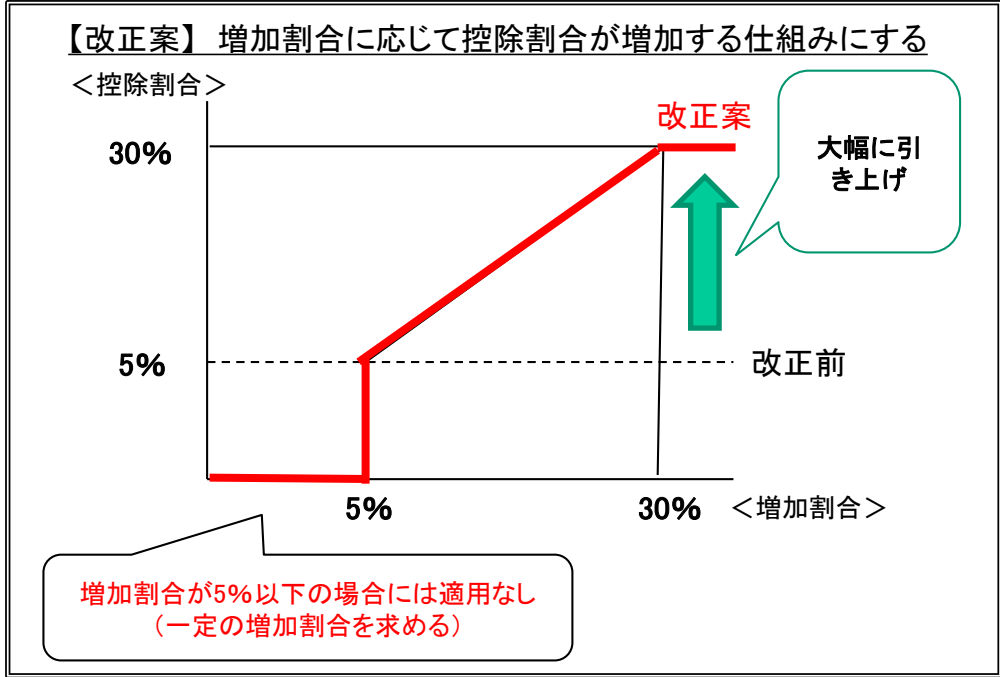
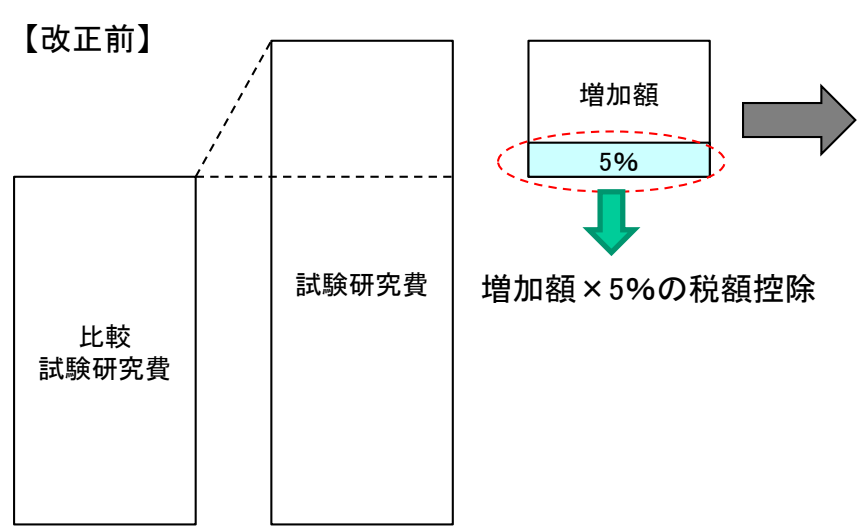
(※4) 増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合

「民間投資活性化等のための税制改正大綱」解説 法人税～研究開発税制の延長と一部改組②

2. 実務上の留意点

- 増加型について改正前の制度は増加割合が5%以下でも適用されるが、改正後は5%超の増加が適用要件となる。
(軽微な増加では適用されない)

内容	改正前	改正案
判定基準	$\text{試験研究費の額} > \text{比較試験研究費の額}$ かつ $\text{試験研究費の額} > \text{基準試験研究費(※1)の額}$	$\text{増加試験研究費の額} > \text{比較試験研究費の額} \times 5\%$ かつ $\text{試験研究費の額} > \text{基準試験研究費の額}$



(※1) 適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入された試験研究費の額のうち最も多い金額

改正案のイメージ図(出典:経済産業省資料(弊法人一部改))